機器の種類			
機器の特徴			
	製造者		
	製造番号	名称	
	色	登録記号	
	積載物	大きさ	
	その他の特徴		
	外観	（写真）	
備考			

備考１　小型無人機等の飛行に係る区域の欄には、小型無人機等の飛行に係る対象施設周辺地域内の区域を具体的に記載するとともに、当該区域を示す地図を添付すること。

２　公務操縦者欄には、法第１０条第２項第３号に掲げる小型無人機等の飛行を行おうとする者を記載すること。

３　小型無人機等の飛行を委託した国又は地方公共団体の機関の欄には、公務操縦者が国又は地方公共団体の委託を受けて小型無人機等の飛行を行う場合にのみ記載すること。

４　船舶欄には、公務操縦者が当該船舶に乗船して小型無人機等の飛行を行う場合にのみ記載すること。

５　製造番号欄には、製造番号、管理番号、管理記号、型番号、品番その他いかなる名称であるかを問わず、小型無人機等の飛行に係る機器を識別するために付された文字、記号又は符号を記載すること。

６　登録記号欄には、航空法第132条の４第３項の規定により小型無人機等の飛行に係る機器の登録記号が通知されている場合にのみ、当該登録記号を記載すること。

７　外観欄は、小型無人機に航空法第132条の５第１項の規定により登録記号が表示されているときは、省略することができる。

８　不要の欄は、斜線で消すこと。

９　用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。

機器の種類			
機器の特徴			
	製造者		
	色	名称	製造番号
	その他の特徴	大きさ	積載物
	外観	（写真）	
備考			

備考１　小型無人機等の飛行に係る区域の欄には、小型無人機等の飛行に係る対象施設周辺地域内の区域を具体的に記載するとともに、当該区域を示す地図を添付すること。

２　公務操縦者欄には、法第１０条第２項第３号に掲げる小型無人機等の飛行を行おうとする者を記載すること。

３　小型無人機等の飛行を委託した国又は地方公共団体の機関の欄には、公務操縦者が国又は地方公共団体の委託を受けて小型無人機等の飛行を行う場合にのみ記載すること。

４　船舶欄には、公務操縦者が当該船舶に乗船して小型無人機等の飛行を行う場合にのみ記載すること。

５　製造番号欄には、製造番号、管理番号、管理記号、型番号、品番その他いかなる名称であるかを問わず、小型無人機等の飛行に係る機器を識別するために付された文字、記号又は符号を記載すること。

（新設）

（新設）

６　不要の欄は、斜線で消すこと。

７　用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。